

○新潟市長期継続契約とする契約を定める条例

平成17年3月18日

条例第11号

改正 平成19年12月18日条例第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約をすることができる契約を次のとおり定める。

- (1) 施設又は設備の維持管理に関する契約
- (2) 各種機器又はソフトウェアの賃貸借又は保守に関する契約
- (3) 車両の賃貸借契約
- (4) 給食業務に関する委託契約及び賃貸借契約
- (5) 市民病院所管事務に関する委託契約及び賃貸借契約で病院事業管理者が別に定めるもの
- (6) 水道局所管業務のうち水道料金等の収納業務及び検針業務の委託契約
- (7) その他市長が特に必要と認める契約

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第80号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。